

君津市監査委員告示第3号

令和2年2月19日に提出された住民監査請求について、同年4月7日に請求人へ監査結果を通知したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月8日

君津市監査委員 鵜田 源 一

君津市監査委員 古 宮 広 明

君津市監査委員 小 林 喜 久 男

記

第1 請求の受付

1 請求人

住 所：千葉県君津市

氏 名：

2 請求日

令和2年2月19日

3 請求内容

請求人が主張する事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 請求人からの事実の要旨

ア 平成30年度君津市一般会計歳入歳出決算書によれば、特別土地保有税の収入未済額が244,999,030円となっている。

イ 本件に関し、君津市財政部は平成27年1月5日に特別土地保有税の未収を原因として、(株) が所有する土地を差し押えた。

ウ 平成27年2月18日、(株) は差し押えられた土地を売却した。

エ 平成27年3月9日、君津市財政部が不当に差し押えを解除した。このことにより特別土地保有税244,999,030円を徴収する機会を失った。

(2) 措置要求の内容

差し押えの解除によって不納欠損となる特別土地保有税額を請求する。

(3) 事実証明書

- ア 行政文書開示請求書
- イ 設置計画者及び開発の概要
- ウ 平成30年度君津市一般会計歳入歳出決算書
- エ 本件に関連する法人及び土地の登記簿
- オ 特別土地保有税・年度別明細書

4 請求書の要件審査

(1) 監査請求の期間について

本件請求について、請求人が指摘する差し押えの解除は平成27年3月9日に行われており、監査請求の期限は当該行為のあった日から1年とされていることから、本件については監査請求の要件を満たしていない。

(2) 監査対象の特定について

請求人が指摘する法人が、特別土地保有税を滞納したことによって差し押えを受けたという事実が証明されていない。しかしながら、この事実については、請求人が行政文書の開示請求を行ったとしても地方税法、地方公務員法の守秘義務に抵触することから不開示となり、知ることができない。

(3) 監査の執行について

- ア 上記(2)については、特別土地保有税の収入未済額が244,999,030円あるという記述が監査請求書にあり、このことから該当する1件を特定できた。
- イ 上記(1)については、上記アによって特定された監査対象につき、公金の徴収を怠る事実があれば期間制限を受けない。
- ウ 以上のことから、本件請求について監査を執行することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求で提起された特別土地保有税の滞納処分につき、君津市が違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

財政部課税課及び納税課

3 請求人への証拠の提出及び陳述機会の付与並びに関係職員の陳述聴取

令和2年3月18日に課税課及び納税課の職員から陳述を聴取した。

なお、請求人は陳述を行わず、新たな証拠の提出も無かった。

第3 監査の結果

1 事実の確認

監査は関係職員への事情聴取及び関係書類の調査により実施し、その結果、次に掲げる事実を確認した。

(1) 本件土地について

ア 本件土地については管理型最終処分用地として取得されており、所有者であるAは千葉県に対し廃棄物処理施設の設置許可を申請していた。その間、君津市は本件土地を特別土地保有税非課税土地として認定し、特別土地保有税に係る徴収金の徴収を猶予していた。

イ 直近の徴収猶予の期間については、平成25年2月28日から平成27年2月27日までであった。

(2) 滞納に至るまでの経緯について

ア 平成26年3月26日、千葉県が廃棄物処理施設の設置許可申請を不許可としてAに通知した。Aは6か月以内に処分の取り消しの訴えを提起せず、産業廃棄物処理施設の設置について不許可が確定した。その後Aは、君津市に対し、事業計画を変更することによって引き続き徴収猶予の対象となるか納税相談をしていた。

イ 君津市はAからの納税相談を受けるとともに、A所有の土地に関して、産業廃棄物処理施設設置の不許可が確定した以降、適宜登記簿を取得して所有権の移転がないか注視していた。平成27年2月27日に取得した登記簿において、本件土地について売買を原因とする所有権移転が登記されていた。このことにより、非課税土地として使用されないことが明らかになったことから、君津市は同日、Aに対する特別土地保有税の徴収猶予を取り消した。

(3) 滞納処分の経緯について

ア 平成27年2月27日、君津市はAに対し徴収猶予取消通知書、納付書、及び督促状を発した。

イ 君津市はAに対し、財産調査、関連する官公署への実態調査を実施した。Aは徴収猶予が取り消された時点で多額の負債を抱えており、徴収できる財産は無かった。

ウ 財産調査を継続したところ、土地の売却益を同族会社であるBに無償譲渡していることが判明した。この行為について君津市は、滞納処分を免れる目的であるとして、平成28年1月7日、Bに対し第二次納税義務を課して同日告知、平成28年2月及び同年9月にBの債権を差し押え、換価した。

エ 平成28年3月25日、君津市はAの本店所在地である代表取締役の自宅を捜索したが、差し押え可能な財産は発見できなかった。

オ 平成29年1月、A及びBは清算終了した。

カ 清算終了後の残余財産について財産調査をするも、取り立て可能な財産が発見できず、徴収が極めて困難であることから、平成30年10月16日、

君津市は滞納処分 of 執行停止を決議した。

2 監査委員の判断

本件滞納処分について、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実があるか否かについては、次のとおり判断する。

(1) 財産調査と差し押えについて

ア 本件については徴収猶予が取り消されることにより滞納に至ったが、滞納処分 of 前提行為とされる督促状の発付については、徴収猶予の取り消しと同時にAに対して発している。

イ Aについて財産 of 差し押えは執行できなかったが、これは財産調査を実施するも表見財産がなかったためである。財産調査は、質問検査権による聴取、関連する官公署への実態調査、金融機関等への預金等調査、A of 本店所在地である代表取締役 of 自宅への搜索等、適切に行われていた。

(2) 第二次納税義務者からの徴収について

Aから土地 of 売却益 of 無償譲渡を受けたBに対して第二次納税義務を課し、B of 債権を差し押え、換価している。

(3) 滞納処分 of 執行停止について

滞納処分 of 執行停止を決議しているが、これにより納税義務が消滅したわけではない。君津市は、引き続き清算終了後の残余財産について財産調査を継続している。

(4) 公金 of 徴収を怠る事実について

以上のことから、君津市が行った滞納処分については、違法若しくは不当に公金 of 徴収を怠る事実はなかったと判断する。

3 結論

本件請求については、監査の結果、合議により理由がないものとして棄却する。

なお、監査委員には、地方自治法第198条 of 3第2項により守秘義務が課せられていることから、監査 of 実施に伴う詳細な確認事項を記載することは差し控えた。